

議案第21号

市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月21日提出

大網白里市長 金坂 昌典

市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の給与及び旅費に関する条例(昭和29年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定により、市長、副市長及び教育長の給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

第3条第2項中「、食卓料及び旅行雑費」を「及び食卓料」に改める。

別表中「、車賃及び旅行雑費」を「及び車賃」に改める。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に、「ことを目的と」を「ものと」に改める。

別表第2中「、車賃及び旅行雑費」を「及び車賃」に改める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 職員の旅費に関する条例(昭和33年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、食卓料及び旅行雑費」を「及び食卓料」に改め、同条

第8項を削る。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第1条（市長等の給与及び旅費に関する条例第1条の改正規定を除く。）の規定による改正後の市長等の給与及び旅費に関する条例の規定、第2条（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第1条（見出しを含む。）の改正規定を除く。）の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。